

米の安定供給に係る短期的な対応策（案）

令和 7 年 1 月
農林水産省

①米の安定供給に係る消費者・国民の安心を確保する、②より精度の高い情報に基づき市場関係者が経営判断を行うことで結果として適正かつ円滑な流通を推進する、③国が流通状況に応じて適確な措置を講じることができるようするため、以下の対応策を講じることとする。

○ 生産量に関する統計調査の精度向上

- ① ふるい目幅の見直しや白未熟粒等の割合の公表、生産現場からの情報収集の強化（R7年度～）
 - ・新たに生産者ふるい目（1.85mm、1.90mm等）で主食用収穫量を公表（1.70mmベースも継続公表）するほか、白未熟粒や着色粒等の割合を公表。関係機関や生産者等から被害情報等をきめ細やかに収集し、調査結果に反映
- ② 生産者等の収穫量データの活用（R7年度～）
 - ・大規模生産者等のデータを用いて生産量を算定する（R7年産から試行実施、R9年産からの本格実施を目指す。JA等の乾燥調製施設のデータが活用可能かについても検証）
- ③ 人工衛星データ・AIの活用（将来）
 - ・人工衛星データ・AIを用いて生産量を算定する（R8年度から実証研究を開始、将来、移行を目指す）

○ 需給の変動に柔軟に対応できる需給見通しの作成

- ① 需給見通しの算出・設定方法を見直す（R7/8需給見通し～）
 - ・直近の1人当たり消費量の実績、インバウンド需要、精米数量・精米歩留り等を考慮し、玄米ベースに加えて精米ベースで設定
- ② 生産・消費の最新の動向に応じて、需給見通しの各数値に適宜反映させる（R7/8需給見通し～）

○ 流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等

- ① 在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化を検討する
 - ・ 届出対象の追加（加工・中食・外食事業者を届出対象に追加）
 - ・ 報告対象事業者の拡大（取扱数量の規模要件の引下げ）
 - ・ 定期的な情報把握（定期報告の義務付け、報告対象事業者の規模に応じた報告頻度の見直し）
 - ・ 報告内容の拡大（在庫量、出荷・販売取扱量とその見込量、取引価格、精米数量等）
- ② 届出事業者等の違反を抑止し、是正するための適確な情報把握を担保する措置を検討する
- ③ 生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向について、より密に情報発信を行う

○ 今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める

- ① 生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、③・④の制度設計も踏まえつつ、検討する
- ② 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う
- ③ 政府備蓄について、今般の備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、備蓄期間、売渡しの方法、倉庫の地域偏在等について、より円滑な備蓄米の供給の観点から、その運営を見直す
- ④ 民間備蓄について、官民の役割分担と運営方法等につき、民間事業者の意見も踏まえた上で、その具体的な仕組みについて検討する

參考資料

○ 生産量に関する統計調査の精度向上

生産量に関する統計調査の精度向上（ふるい目幅の見直し、白未熟粒等の割合）

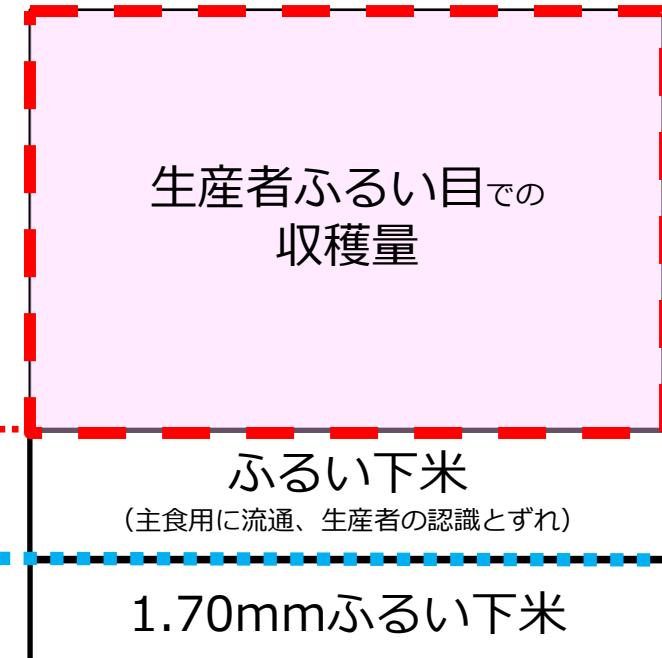
- 令和7年産より生産現場の認識を踏まえ、ふるい目を見直し、**新たに生産者ふるい目での主食用収穫量を公表。**
- また、高温等が米の供給量に影響を与えることを踏まえ、坪刈りサンプルから把握できる**白未熟粒や着色粒等の割合を参考情報として公表。**

○ふるい目幅の見直し（10月10日公表分～）

生産現場の認識を踏まえ、都道府県ごとに最も使用されている**生産者ふるい目（1.85、1.90mm等）**で新たに主食用収穫量を公表しつつ、引き続き**1.70mm**の収穫量も公表。

**生産者ふるい目.....
(1.85mm等)**

1.70mm



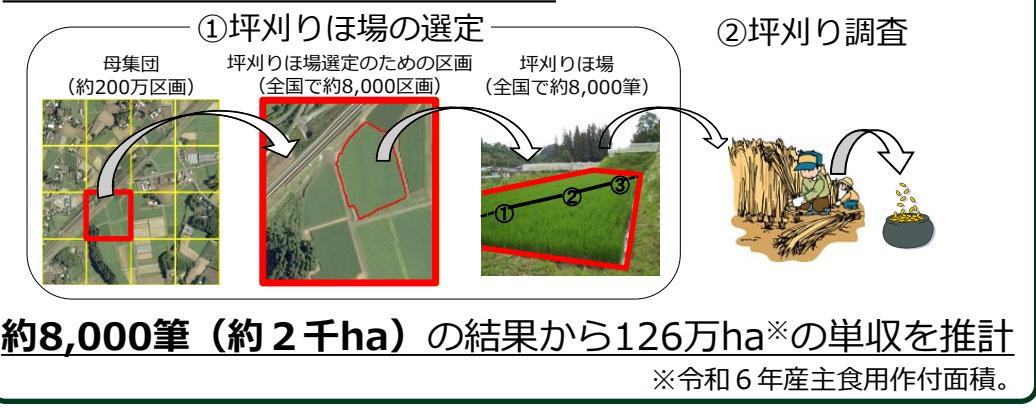
○白未熟粒、着色粒等の割合公表（11月18日公表分～）

坪刈りしたサンプルを器械にかけ、**白未熟粒、着色粒、胴割れ粒等の割合**を生産者の選別によってはじかれることとなる米の割合の**参考情報として公表。**

生産量に関する統計調査の精度向上（生産者等の収穫量データの活用）

- 約8,000筆の坪刈り調査に加え、**令和7～8年産**において、試行的に生産者等から収穫量データを収集するほか、JA等の乾燥調製施設のデータについて統計的に活用可能か検証。
- 調査手法を検証した上で、**令和9年産から、生産者等の収穫量データを活用した調査を本格導入**（調査対象の面積：2千ha→13万ha（全面積の約1割）、数：8千→2.1万）し、精度を2倍に高めることを目指す。

○現在：筆ごとの坪刈り調査



○今後：生産者等の収穫量データの収集

7年産から試行的に生産者等の収穫量データを収集し、調査手法を検証

令和7年産：約600経営体（約2.6万ha）

JA等のデータが活用可能か検証

令和8年産：約5,500経営体（約10.2万ha）

本格導入

※統計委員会の要承認

令和9年産：約21,000経営体（約13万ha）のデータから単収を推計

※生産者に加え、JAの乾燥調製施設等のデータが統計的に活用可能であれば、活用。

水稻作付面積の1割（約13万ha）をカバーし、調査対象数増（約8,000→約21,000）により精度を2倍に高めることを目指す。

○生産者等の収穫量データによる統計作成の取組イメージ

令和6年産

調査対象面積
約2千ha

T
6年産主食用
1
2
6
万
ha

坪刈り
約8,000筆
(約2千ha)

約126万ha分の
単収を推計

令和9年産

調査対象面積
約13万ha

生産者等の収穫量データに基づく調査手法に
移行し、坪刈りで補完

大規模経営体
(50ha以上を想定)
約1,100経営体 全数調査
(約9.4万ha)

中小規模経営体
約20,000経営体
(約3.6万ha)

約117万ha分の
単収を推計

坪刈り
約5
0
0
0
筆

7～8年の検証の結果、
統計的に活用可能であればJA等データも活用

生産量に関する統計調査の精度向上（生産現場からの情報収集の強化）

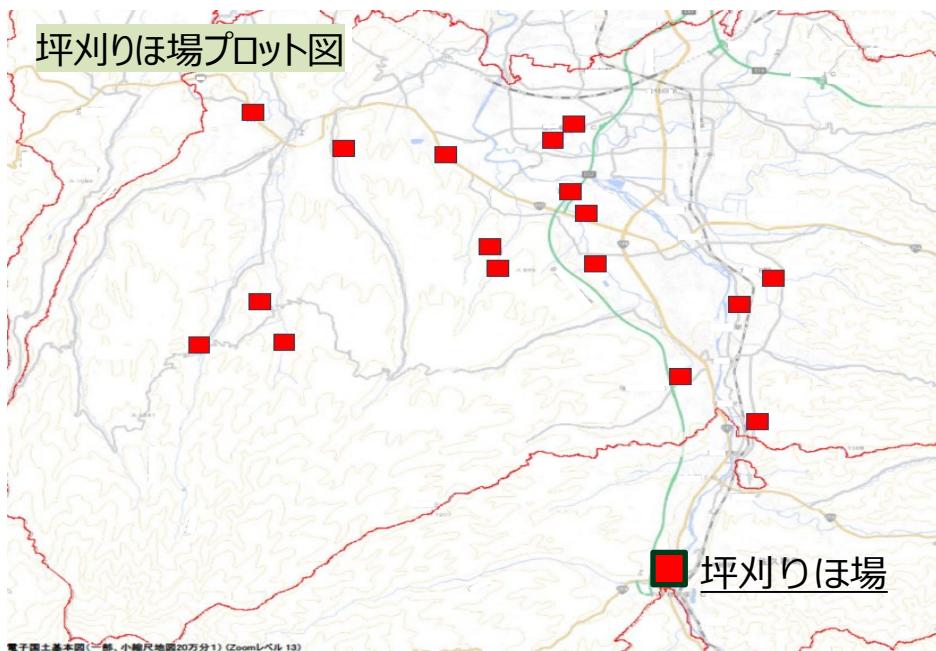
- 坪刈りほ場の場所を関係機関に情報提供し、気象や病虫害の被害情報等をきめ細やかに収集し、調査結果に反映することで、調査精度を向上。
- 令和7年産から県や農業団体等の関係機関からの情報収集を強化するほか、令和8年産から生産者からのリアルタイムデータの収集・活用を検討。

○ 坪刈りほ場の場所を関係機関へ情報提供、被害情報等をきめ細かく収集

令和7年産から開始

地図に坪刈りほ場をプロットし、関係機関（県、JA、農業共済）に提供。

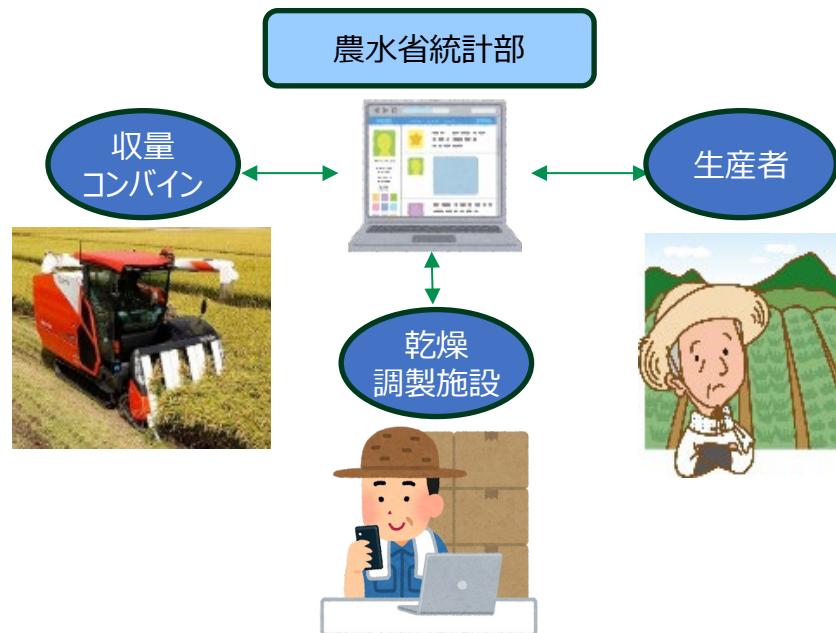
調査時期ごとの意見交換を通じて、坪刈り調査が実施されない地域の被害による減収を着実に把握し、調査結果に反映。



○ 生産者等からのリアルタイムデータの収集・活用の検討

令和8年産からの実施を検討

大規模生産者等からの収量コンバインの収穫量や高温障害等の気象被害の状況、カメムシ等による病虫害の状況などのデータを提供いただき、調査結果へ反映する仕組みを検討。



生産量に関する統計調査の精度向上（人工衛星データ・AIの活用）

- 人工衛星データ・AIを活用した収量予測のための実証研究を新たに実施し、**将来的な日本全国全ての作付地の人工衛星データを解析する全面積調査を志向し、収量把握の実証研究を実施。**
- 人工衛星データ・AIを活用した収量予測

令和7年度

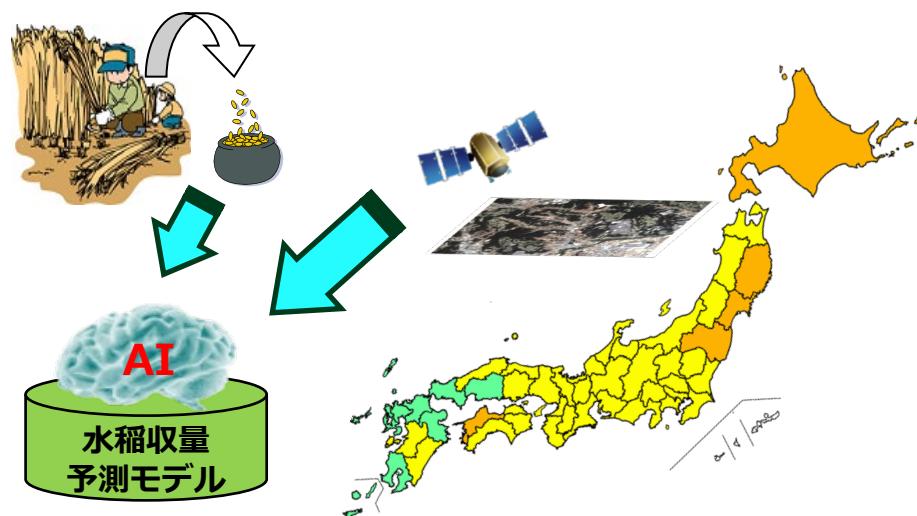
ITベンダーを公募し、ほ場毎の収量データを提供し、人工衛星データ・AIを活用した収量予測の取組を開始（9社）。

今後の実証研究の取組

令和7年度の取組結果を踏まえ、有望な技術について実証研究を実施し、予測精度を向上。

【収量予測モデルイメージ】

人工衛星画像やデータと、坪刈り調査結果をもとに収量予測モデルを作成し、水稻の収量を予測。



○ 需給の変動に柔軟に対応できる需給見通しの作成

R7/8需給見通し

<10～11月>

- 需要見通し：人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行う。
- 生産見通し：R7年産予想収穫量（9月25日現在）を踏まえて変更。

<3月>

- 需要見通し：上記の考え方を踏襲しつつ、家計調査等により需要量の変動やその要因の変化を極力把握し、遂次変更。
- 生産見通し：R7年産収穫量（確報）（2月下旬）を反映。
- いずれも、約半年分の精米歩留りの実績を反映。

R8/9需給見通し

<10～11月>

- 需要見通し：R7/8の需要見通しの算定（上記）の考え方を踏襲して設定。
- 生産見通し：需要に応じた生産を図るため、R7年産予想収穫量（9月25日現在）を踏まえつつ、需要見通しに対して余裕を持って設定。

<3月>

- 需要見通し：上記の考え方を踏襲しつつ、家計調査等により需要量の変動やその要因の変化を極力把握し、遂次変更。
- 生産見通し：需要に応じた生産を図るため、R7年産収穫量（確報）を踏まえつつ、需要見通しに対して余裕を持って設定。
- 需要見通し、生産見通しは、いずれも約半年分の精米歩留りの実績（2月頃）を反映。

R9/10需給見通し以降

<7月>

- 需要見通し：とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた推計を充実させ、この推計をベースに算定する方向で検討。また、緊急調査を踏まえた生産・流通・消費の実態把握で得られた情報などを反映することを検討。
- 生産見通し：需要に応じた生産を図り、需要見通しに対して余裕を持って設定。

※ 需要見通し・生産見通しはいずれも玄米ベースに加え、精米ベースでも設定。

※ 生産・消費の最新の動向に応じて、需給見通しの各数値に適宜反映させる。

※ 民間輸入米は、本年6・7月で約4.7万トンと昨年比で大きく増加。仮にこのまま推移すれば、国産主食用米の需要量を減少させる可能性があるため、引き続き状況を注視。

主食用米等の令和7/8年及び令和8/9年の需給見通し

令和7/8年の主食用米等の需給見通し

(万玄米トン) (万精米トン)

令和7年6月末民間在庫量	A	155	138
令和7年産主食用米等生産量	B=C+D	748	662～670
うち生産者ふるい目幅以上	C	715	
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込量	D	32	
令和7/8年政府備蓄米供給量	E	23	21
令和7/8年主食用米等供給量計	F= A+B+E	926	822～829
令和7/8年主食用米等需要量	G	697～711	624～631
令和8年6月末民間在庫量	H=F-G	215～229	191～205

令和8/9年の主食用米等の需給見通し

(万玄米トン) (万精米トン)

令和8年6月末民間在庫量	H	215～229	191～205
令和8年産主食用米等生産量	I	711	630～637
令和8/9年主食用米等供給量計	J=H+I	926～939	821～841
令和8/9年主食用米等需要量	K	694～711	622～630
令和9年6月末民間在庫量	L=J-K	215～245	191～220

○令和8年産主食用米等生産量

→需要に応じた生産量として、令和8/9年需要量の上限値(711万玄米トン)に設定

○令和8/9年主食用米等需要量

→直近5年(令和2/3年～6/7年)の需要実績(精米ベース)を基に算出した1人当たり精米消費量(平均値～最大値):50.2Kg /人～50.8Kg /人
 →令和8年の人口(推計値):122,569千人
 →令和7/8年のインバウンド需要(推計値):6.6万精米トン

※1 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。

※2 政府備蓄米の放出(全体で約59万玄米トン)に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

○ 流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等

現在の食糧法に基づく流通把握の方法

- 現在は、食糧法51条及び52条に基づき、在庫量や相対取引価格等について大規模な集荷業者・卸売業者を中心と調査を実施。本年からは、**新たに概算金やとう精数量等について調査を実施。**

	根拠	調査頻度	集荷業者	卸売業者	
在庫報告	6月末在庫	52条 (報告徴求)	年1回	500トン以上	500トン以上
	毎月末在庫	52条 (報告徴求)	毎月	500トン以上	4,000トン以上
概算金、買取価格等 【新規】	52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	—	
相対取引価格	52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	—	
集荷業者の 仕入・契約・販売数量	52条 (報告徴求)	毎月	5,000トン以上	—	
卸売業者の 販売数量・価格	52条 (報告徴求)	毎月	—	50,000トン 以上	
とう精数量 【新規】	51条 (調査)	毎月	—	500トン以上	
ふるさと納税・ EC販売 【新規】	52条 (報告徴求)	年1回	500トン以上	500トン以上	

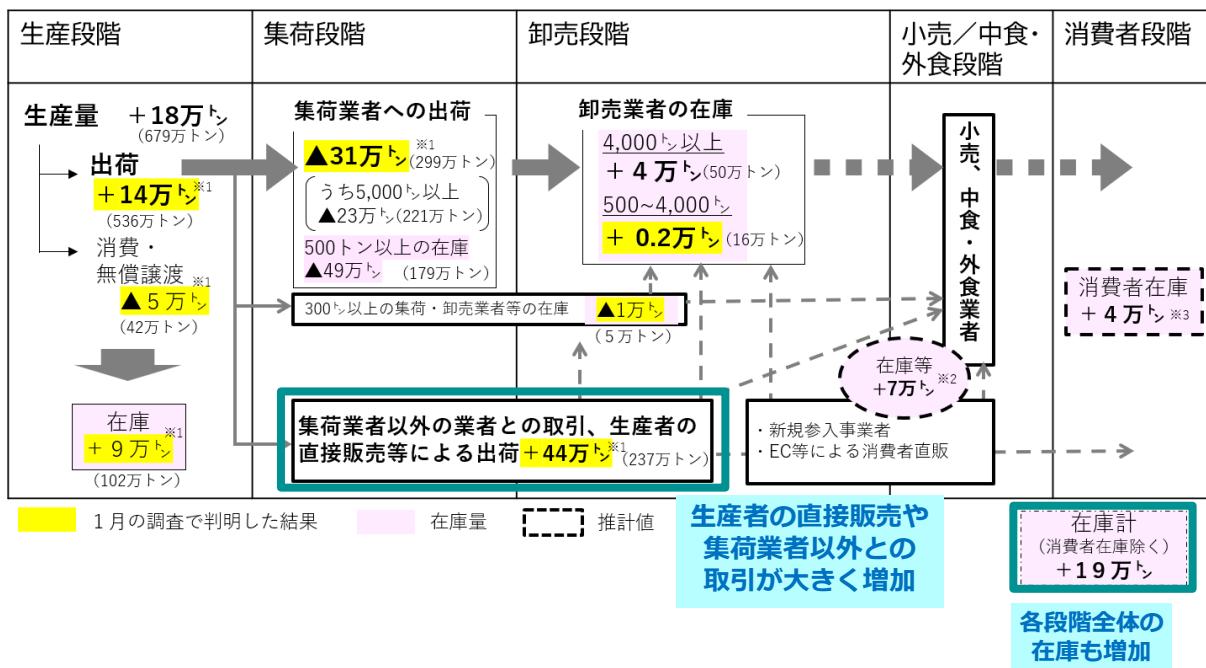
本年1月末・6月末は、
300トン以上の集荷・卸、
生産者（約600者）に
調査対象を拡大

※生産者在庫は、毎月6月末時点の数値を、統計法に基づく「生産者の米穀在庫等調査」により把握。

流通の多様化等

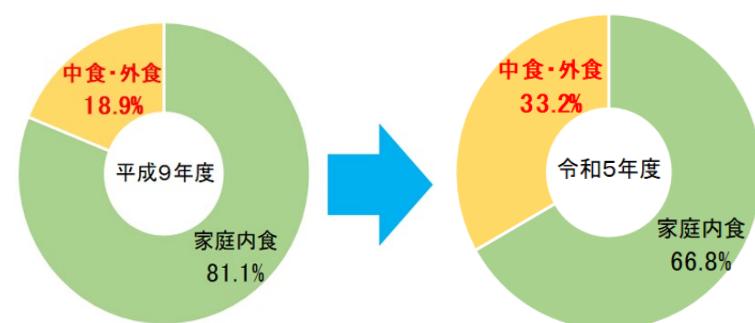
- 従来、500トン以上・4000トン以上の業者情報を把握すれば、流通実態の大宗を把握できると考え、報告を求めていた。
- 他方で、生産者の直接販売や集荷業者以外との取引の大幅増加など**流通の多様化**、食の簡便化志向に伴う**中食・外食需要の増加**など、米の流通をめぐる状況が変化する中、従来の報告では、流通の状況（**生産者の直接販売等：44万トン増加、生産者在庫量：9万トン増加、全体の在庫量：19万トン増加等**（令和7年1月時点））を把握できていなかった。

令和6年産米の流通状況（令和7年1月調査）



米の消費における中食・外食の占める割合（全国）

- 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。



※1 生産者在庫調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。

※2 出荷量 (+14万t) から、集荷・卸売業者等の在庫量 (+3万t) 及び消費者の在庫量 (+4万t) の差し引きにより算出。

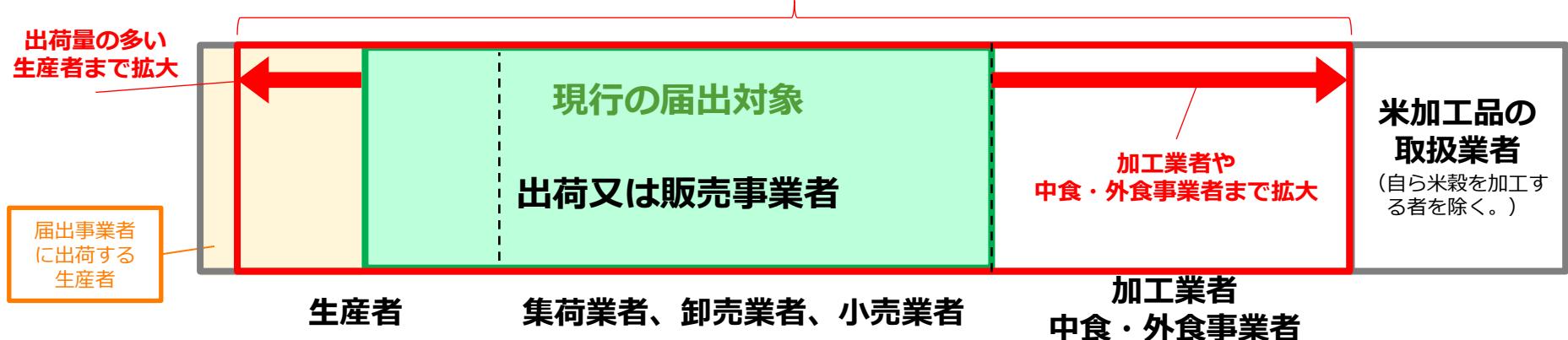
※3 米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査」における家庭内の月末在庫数量を基に算出した1人当たり在庫量に、令和6年10月人口を乗じて算出。

流通実態把握の新たな仕組みのイメージ（全体）

- 需給見通しの精度向上と、市場動向のより密な情報発信に向けた情報把握の強化のため、食糧法の届出対象を拡大するとともに、新たに定期報告を措置。届出・定期報告とともに、事業者への新たな負担を考慮しつつ、実効性確保の方策を併せて検討。

【食糧法の届出対象】

新たな制度の届出対象



【食糧法の義務】赤字は新設



*1定期報告の対象となる年間取扱数量の下限や、報告頻度については、今後要検討。

*2トレサ法での保存義務事項の情報と相互に連携させることで、その実態を確認することを検討。

○ 今後の備蓄政策

備蓄米放出の判断（定義（目的）との関係）

- 食糧法における備蓄の定義に鑑み、これまでには、基本指針において備蓄米は不作により生産量が減少した場合に放出するものと整理していた。このため、令和6年は前年から生産量が増加したこと、令和6年6月末民間在庫量は在庫率で見れば過少ではなく備蓄米放出局面に当たらないと判断していた。

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

第一章 総則 (定義)

第三条

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

- 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針
(令和6年7月農林水産省策定)

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

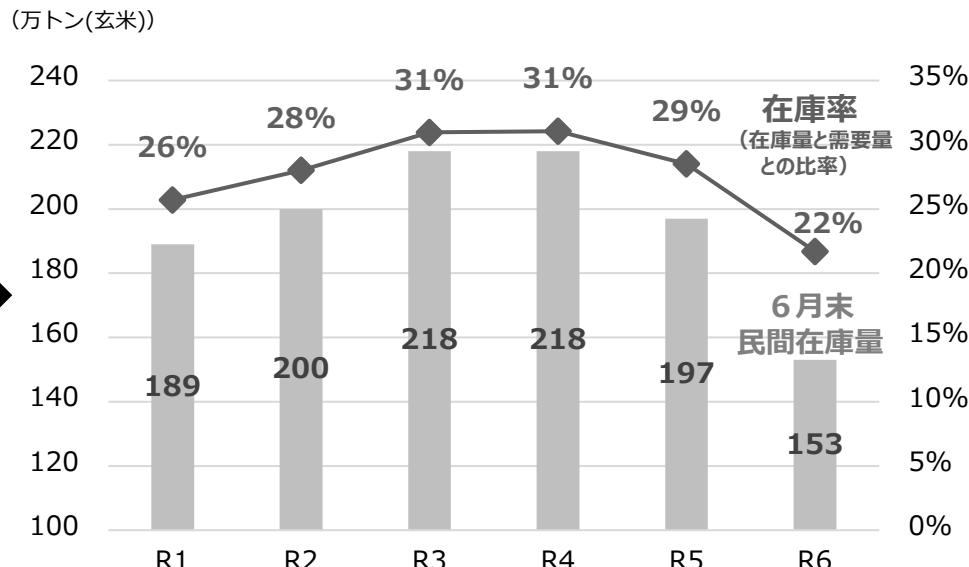
1 備蓄運営の基本的考え方

⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

令和5・6年産の生産量



6月末民間在庫量と在庫率



現在の備蓄の水準の考え方

- 現在の適正備蓄水準100万トンは、食糧庁長官の私的研究会として開催された「備蓄運営研究会」での議論を踏まえ、平成13年当時の需要量900万トンを前提として、不作の場合でも年間需要量を充足するために必要な数量として設定したもの。

備蓄水準100万トンの考え方

1 10年に1度の不作（作況92）に備えるための数量 (93～108万トン)

<試算の前提>		
年間供給必要量	研究会開催当時の年間需要量	もち等需要量
855万トン	= 900万トン	- 45万トン
作況92の場合の生産量		
787万トン	= 855万トン	× 0.92

2 通常の不作（作況94）が2年続いた場合に必要な数量 (79～94万トン)

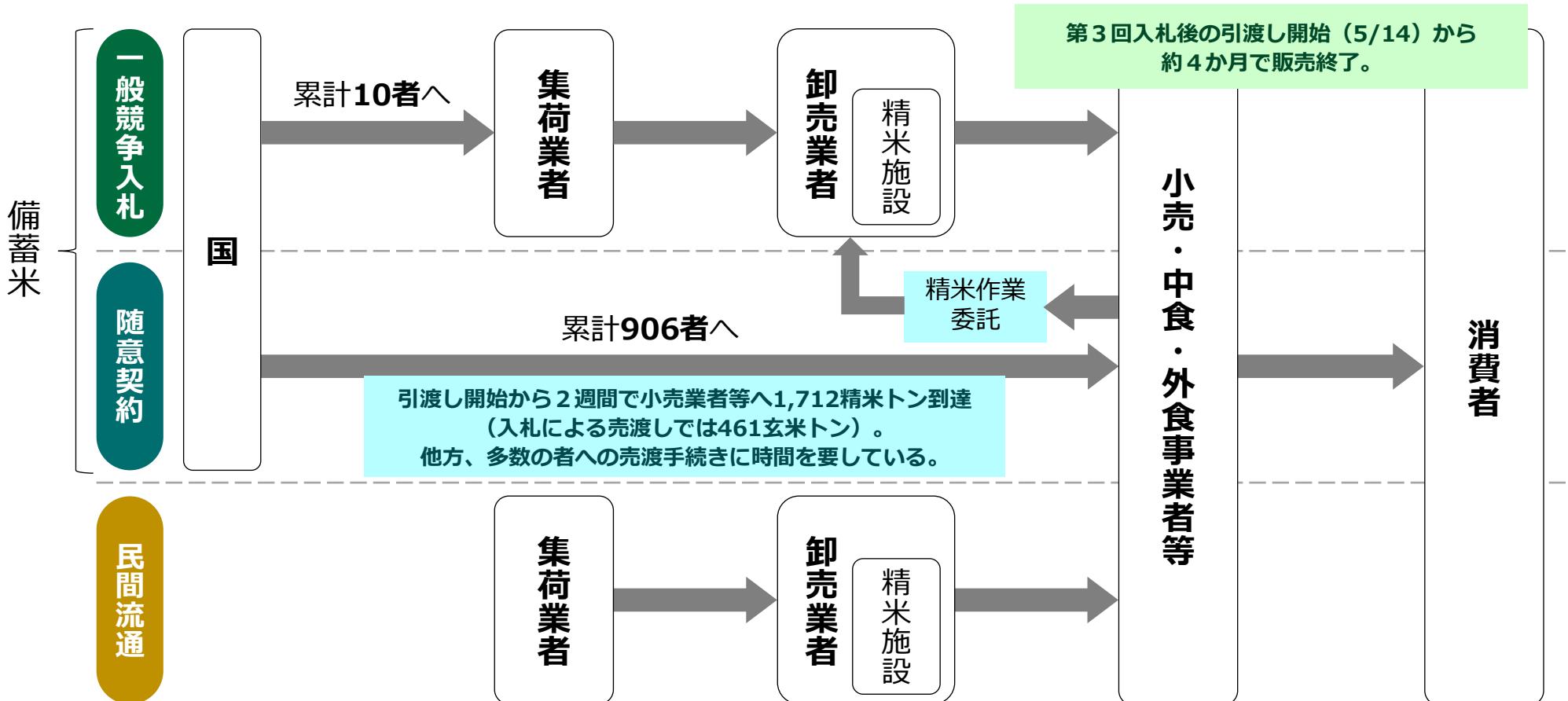
<試算の前提>	
2年間の供給必要量	(1,710万トン = 855万トン × 2ヶ年)
作況94の場合の1年目の生産量	(804万トン = 855万トン × 0.94)
作況94の場合の2年目の生産量	(852万トン = (855 + (855-804)) 万トン × 0.94)
作況94の場合の2年間の生産量	(1,656万トン = 804万トン + 852万トン)

<試算>	
・当年産の生産不足分 (855万トン - 787万トン)	68万トン
・流通在庫の増大 (過去の不作時の流通在庫の 増加傾向等を踏まえて設定)	15～30万トン
・7～8月に必要な政府米の供給量 (年間政府米販売数量50万トンの おおむね2か月分)	10万トン
備蓄による供給必要量計	93～108万トン

<試算>	
・2年間の生産不足分 (1,710万トン - 1,656万 トン)	54万トン
・流通在庫の増大 (過去の不作時の流通在庫の増加傾向等を踏まえて設定)	15～30万トン
・7～8月に必要な政府米の供給量 (年間政府米販売数量50万トンの おおむね2か月分)	10万トン
備蓄による供給必要量計	79～94万トン

今回の政府備蓄米の売渡し方法における課題（機動性）

- 今回の政府備蓄米の売渡しに当たっては、一般競争入札と随意契約による2パターンの手法を採ったが、いずれの手法でも、小売・中食・外食事業者への売渡しには一定期間要することが明らかとなった。
- 小売・中食・外食事業者へ速やかに売り渡す観点から見ると、民間の商流の活用についても検討が必要。



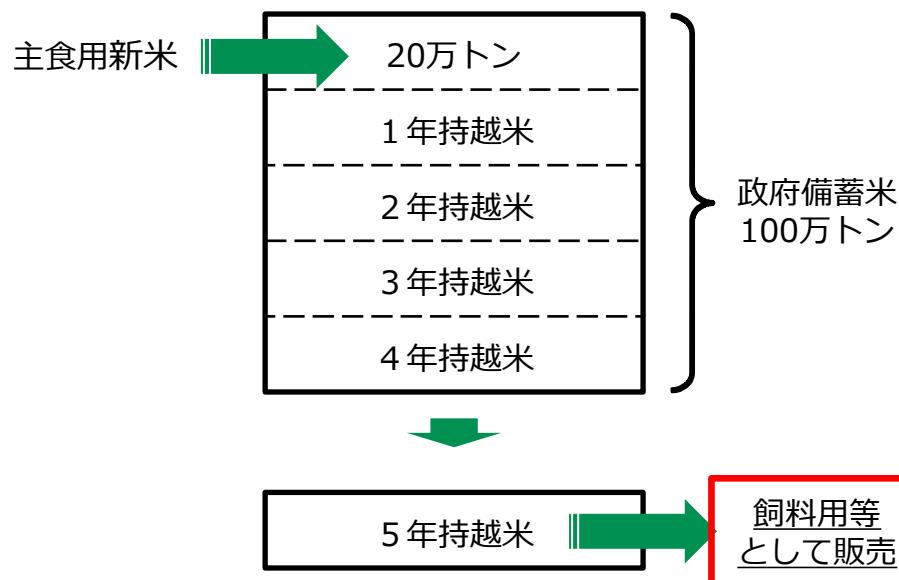
備蓄期間の長期化に伴う課題（機動性）

- 政府備蓄の運営は、5年間の棚上備蓄方式としているが、**保管期間が長期化するにつれ、品質劣化や異物混入が発生する可能性。**
- 今回、随意契約による政府備蓄米（対象：3年持越米、4年持越米）の売渡しに当たり、**メッシュチェックによる品質確認を行ってから出庫することとしたが、結果的に出庫に時間を要した。**

棚上備蓄方式（平成23年度以降）

主食用需給から切り離し、主食用需要（生産数量目標）の外から収穫前に事前契約で政府買入れを行い、一定期間保管後、飼料用等の主食用以外の用途に販売する方法

【100万トンを5年間で更新する場合】



メッシュチェックの方法

品質劣化や異物混入の確認のため、米を二重の網に通し、1袋1袋を詰め替えながら目視で確認。



- 月別の契約率（契約数量/集荷数量）を見ると、端境期（6月～8月）には90%を超えるなど、既に売り先がほぼ決まっている状況。
- 特にこうした時期に供給不足等の事態が生じた場合、機動的に対応することが困難であり、これに対応するための措置が必要ではないか。

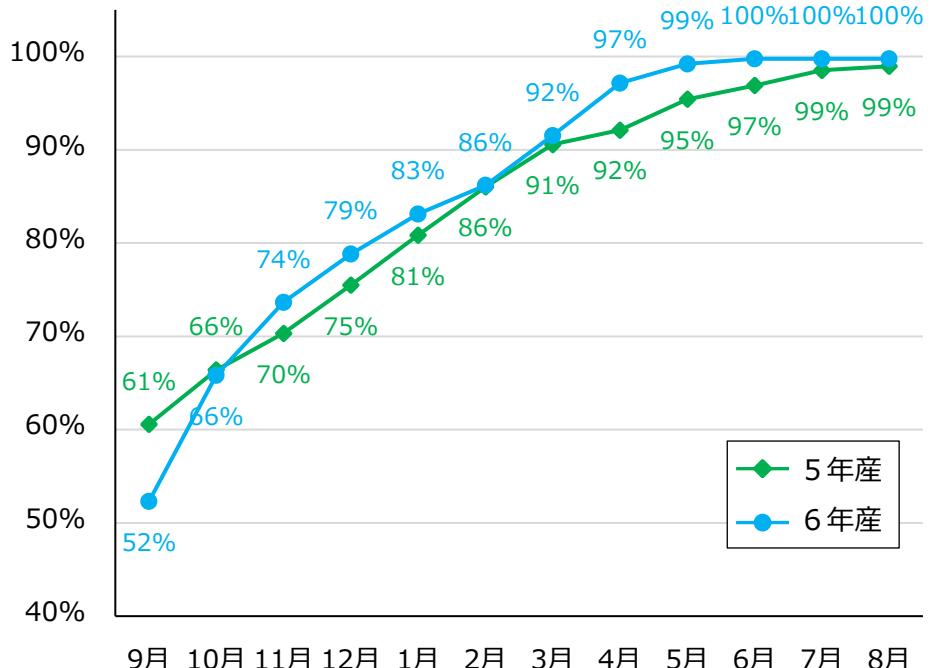
民間在庫に係る事業者の声

- 卸売業者の在庫は、実需のオーダーを踏まえて調達しているものであり、行き先が決まっていないフリーの在庫はない。薄利多売なビジネスモデルゆえにフリーの在庫を持つようなことはなっていない。

民間在庫に係る食糧部会委員の発言

- 民間在庫のバッファー機能を考えるなら、もう少し積極的な取崩しがあってもよかったですのではないかというのが私の感想でございます。もちろん、ビジネスを円滑に回すためにそう極端に在庫を減らせないというのも分かっておりますが、価格高騰に量的に対応できないのでは、バッファーとしての在庫機能は不十分であると言わざるを得ないかと思います。

月別契約率（契約数量/集荷数量）の推移



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。

2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。

3 集荷数量は、報告対象業者が自ら販売するために集荷した数量である。備蓄米は含まない。

4 契約数量は、報告対象業者が自ら販売するために契約を締結した数量である。